

・ 子ども・子育て支援事業（仮称）

子ども・子育て支援事業（仮称）の対象範囲について

子ども・子育て支援事業（仮称）は、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて実施する以下の事業とする。また、対象事業の範囲は法定する。

- ・ 地域子育て支援拠点事業
- ・ 一時預かり
- ・ 乳児家庭全戸訪問事業
- ・ 養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業
- ・ ファミリー・サポート・センター事業
- ・ 子育て短期支援事業
- ・ 延長保育事業
- ・ 病児・病後児保育事業
- ・ 放課後児童クラブ
- ・ 妊婦健診
- ・ 実費徴収に係る補足給付を行う事業（仮称）（51頁参照）
- ・ 多様な主体が新システムに参入することを促進するための事業
(例：特別支援教育に関する支援等)

平成24年度以降の子どものための手当等の取扱いについての4大臣合意との整合性に留意が必要

妊婦健診の位置づけは、平成24年度以降の子どものための手当等の取扱いについての4大臣合意との整合性の観点及び法令上の基準を新たに設定する観点から、別途検討

地域子育て支援事業(仮称)

以下の事業を地域子育て支援事業(仮称)として、市町村が地域のニーズ調査等に基づき実施する旨を法定。

- ・地域子育て支援拠点事業
 - ・一時預かり
 - ・乳児家庭全戸訪問事業
 - ・養育支援訪問事業 **その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業**
 - ・ファミリー・サポート・センター事業
 - ・子育て短期支援事業
 - ・実費徴収に係る補足給付を行う事業(仮称)(51頁参照)
 - ・多様な主体が新システムに参入することを促進するための事業
(例:特別支援教育に関する支援等)
- (対象事業の範囲は法定)

市町村新システム事業計画(仮称)で需要の見込み、見込量の確保策を記載し、提供体制を計画的に確保。

すべての子ども・子育て家庭を対象としたこれらの事業の実施が必要。特に、地域子育て支援拠点事業については、実施主体である市町村と当該事業者が連携し、個々の子育て家庭に身近な立場から、その実情に応じた、利用者支援の役割を果たすものとする。

一時預かりは、保護者の働き方に関わらず、日常生活を営む上での利用や、社会参加を行うための利用など、普遍的に子ども・子育て家庭に必要であり、すべての子ども・子育て家庭が身近に利用できる事業とする。

乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業は、都道府県等が実施する社会的養護、障害児支援と連携して実施。

市町村新システム事業計画(仮称)において、都道府県との連携や市町村が行う障害児の発達支援に着目した専門的な支援事業との連携方策を位置づける。

事業ごとに、質の確保を図る観点から、国は一律の基準を設定。

延長保育事業、病児・病後児保育事業

保護者の残業、子どもの病気など、保育の利用にかかる突発的な事情変化にきめ細かく対応できるよう、延長保育事業、病児・病後児保育事業を市町村の事業として位置づける。

- ・延長保育事業：認定された保育の必要量を超えて保育を提供する事業
- ・病児・病後児保育事業：病気の際に就労等で保護者による自宅での保育が困難な場合に、病児等の特性を踏まえた保育を提供する事業

延長保育事業、病児・病後児保育事業については、市町村が地域のニーズ調査等に基づき実施する旨を法定

市町村新システム事業計画（仮称）で需要の見込み、見込量の確保策を記載し、提供体制を計画的に確保。

それぞれの事業について、質の確保を図る観点から、国は一律の基準を設定。

放課後児童クラブ

小学校4年生以上も対象となることを明記し、4年生以上のニーズも踏まえた基盤整備を行う。

放課後児童クラブについては、市町村が地域のニーズ調査等に基づき実施する旨を法定。市町村新システム事業計画（仮称）で需要の見込み、見込量の確保策を記載し、提供体制を計画的に確保。

質を確保する観点から、**職員の資格、員数**、施設、開所日数・時間などについて、国は一律の基準を設定。

児童福祉法**体系**に位置づける。

利用手続は市町村が定める。ただし、確実な利用を確保するため、市町村は、利用状況を隨時把握し（事業者は市町村に状況報告）、利用についてのあっせん、調整を行う。

妊婦健診

妊婦健診については、市町村新システム事業計画（仮称）の記載事項に位置づけることとし、市町村においてより確実な実施を図る。

市町村新システム事業計画（仮称）に位置づけることを法定。

国が「健診回数・実施時期」及び「検査項目」について基準を示す。

母子保健法体系に位置づける。

妊婦健診の位置づけは、平成24年度以降の子どものための手当等の取扱いについての4大臣合意との整合性の観点及び法令上の基準を新たに設定する観点から、別途検討

子ども・子育て支援に係る主な事業

修正

事業	根拠	中間とりまとめ	子ども・子育てビジョンの目標(平成26年度)
地域子育て支援拠点事業	児童福祉法	○	10,000か所
一時預かり	児童福祉法	○	延べ3,952万人
乳児家庭全戸訪問事業	児童福祉法	○	全市町村
養育支援訪問事業	児童福祉法	○	全市町村での実施を目指す
ファミリー・サポート・センター事業	児福法(施行規則)	○	950市町村
延長保育事業	要綱	○	96万人
病児・病後児保育事業	児福法(施行規則)	○	延べ200万人
放課後児童クラブ	児童福祉法	○	111万人
妊婦健診	母子保健法	○	
子育て短期支援事業 (ショートステイ、トワイライトステイ)	児童福祉法		ショートステイ 870か所 トワイライトステイ410か所
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 〔子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策 地域協議会)の調整機関に専門職員を配置し ている市町村の割合〕	児童福祉法		80%(市はすべて配置)
次世代育成支援人材養成事業、 子育て支援ネットワーク事業、 子どもの事故予防強化事業 () 等	次世代育成支援対策 推進法		
民間児童館活動事業、 地域組織活動育成事業 () 等	児童手当法		
地方独自の子育て支援推進事業 ()	(子ども手当特別措置法)		

平成24年度以降の子どものための手当等の取扱いについての4大臣合意に基づき、平成24年度より一般財源化予定。

子ども・子育て支援事業（仮称）における国の基準と地方の裁量

質の確保を図りつつ、国の基準と地方公共団体の裁量の範囲を設定するため、中間とりまとめで、国が基準を定めることを明記した以下の事業について、法令上の基準を新たに設定する。

【放課後児童クラブ】（職員の資格、員数、施設、開所日数・時間など）

（対応案1）

国が定める基準を踏まえ、市町村が条例で定める。国が定める基準は、「参酌すべき基準」とする。

（対応案2）

国が定める基準を踏まえ、市町村が条例で定める。国が定める基準は、以下の通りとする。

ア 職員の資格、員数は、「従うべき基準」とする

イ それ以外の事項は、「参酌すべき基準」とする

（対応案3）

国が定める基準は、現行の事業実態を踏まえ、弾力的な基準を設定することとしつつ、職員の資格、員数等は所要の経過措置を設ける。

【妊婦健診】（「健診回数・実施時期」及び「検査項目」）

放課後児童クラブ及び妊婦健診以外は、現在、国が法令上の基準を設定している地域子育て支援拠点事業及び一時預かりのほかは、技術的助言（・交付金の基準）として取り扱う

現在、法律上の根拠を有しない事業については、法律に事業の根拠（定義）を位置づけ。

・社会的養護・障害児に対する支援

(1) 考え方

新システムの給付・事業は、社会的養護施策の要保護児童、障害児等も含め、地域の子ども・子育て家庭を対象。

要保護児童、障害児等も含め、地域の子ども・子育てに係る需要の見込み及び見込量の確保策を市町村新システム事業計画（仮称）に明記。（再掲）

都道府県等は、現在実施している、社会的養護、障害等のニーズに対応する専門性が高い施策を引き続き担い、市町村が行う新システムの給付・事業との連携を確保する。

新システムの給付・事業と、専門性の高い固有の施策があいまって、すべての子ども・子育て支援施策を構成。

都道府県等が行う児童相談所を中心とした体制、措置制度等は、市町村事業と密接に連携しつつ、引き続き専門性・広域性を生かして都道府県が担うことが適当であり、現行制度を維持する。

障害児に対する支援については、障害者全般についての改革推進に係る議論の状況等を踏まえ検討することが必要。

(2) こども園（仮称）等での取組

市町村新システム事業計画（仮称）

市町村は、地域における学校教育・保育の需要の見込み（要保護児童、障害児等も含む）及び見込量確保の方策を市町村新システム事業計画（仮称）に明記。（再掲）

利用支援

特別な支援が必要な子どもなど、あっせん（市町村による利用可能な施設との契約の補助）による利用が必要と判断される場合には、市町村が、関係機関とも連携して利用調整を行い、保育の必要性の認定等と合わせて、利用可能な施設・事業者をあっせんする。（再掲）

【注】当面、保育需要が供給を上回っている場合も、特別な支援が必要な子どもなど、まず優先利用の対象となる子どもについて利用調整を行う。

措置による利用

契約による利用が著しく困難と判断した場合には、市町村が措置による入所・利用を行うこととする（再掲）
虐待予防の観点から保育の利用が必要と判断される場合など

改正後の児童福祉法に規定される保育の措置は、市町村（新システムの実施主体）が判断して実施する。
なお、都道府県等（措置制度等の実施主体）が、把握した児童に対して、保育の措置が必要と認めたときは、市町村に報告・通知しなければならない仕組みを設ける。
また、要保護児童対策地域協議会を活用する等により、都道府県・市町村の間で、保育の措置を行った児童に関する情報交換を行う。

（3）地域子育て支援事業（仮称）

市町村は、すべての子ども・子育て家庭を対象に、地域のニーズを踏まえ、地域子育て支援事業（仮称）を実施。その一環として、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業など虐待予防等の支援に資する事業を実施。

地域子育て支援事業（仮称）についても、市町村新システム事業計画（仮称）で需要の見込み、見込量の確保策を立て、計画的に事業を実施。（再掲）

（4）市町村と都道府県との連携

市町村と都道府県の相互の連携について市町村新システム事業計画（仮称）、都道府県新システム事業支援計画（仮称）に位置づける。（再掲）

市町村が行う新システムの給付・事業と都道府県が行う専門性が高い施策との連携を確保

都道府県は、児童相談所等の専門機関による支援、現行の措置制度の運営などを引き続き担いつつ、広域的・専門的な立場から、市町村の新システムの給付・事業の運営を支援する。

・子ども・子育て包括交付金(仮称)

子ども・子育て包括交付金（仮称）等

国から市町村に対し、市町村新システム事業計画（仮称）に盛り込まれた子どものための手当、こども園給付（仮称）及び地域型保育給付（仮称）、市町村事業（子ども・子育て支援事業）の実施に必要な費用について、それぞれの給付・事業の性格に応じて、包括的に国庫負担及び国庫補助を行う（法令上及び予算上は区分）。これらの国庫負担金及び国庫補助金を「子ども・子育て包括交付金（仮称）」と総称する。

財源保障のあり方

個人給付（子どものための手当、こども園給付（仮称）及び地域型保育給付（仮称））は国庫負担金（義務的経費）とし、市町村事業は、国庫補助金（裁量的経費）とする。

【イメージ】

財源保障のあり方	
子どものための手当	・国庫負担金（義務的経費）
こども園給付（仮称）・地域型保育給付（仮称）	・国庫負担金（義務的経費） (参考)現在の保育所運営費は、国:地方=1:1
市町村事業	・国庫補助金（裁量的経費） (参考) 現在の次世代育成支援交付金（ソフト交付金）は、国:地方=1:1 現在の児童育成事業は、事業主:地方=1:2

市町村における会計

国からの交付金は、子ども・子育てのために使われるものであるため一般会計での対応を基本とする。あわせて、**地域の実情に応じ、例えば地方版子ども・子育て会議（仮称）において費用の使途実績、事業の点検評価を行うことなど通じ、子ども・子育てに使われたことが確認できることとする。**

国における会計（子ども・子育て勘定（仮称））（P）

費用負担の検討に応じ、区分経理の必要性を検討。

子ども・子育て会議（仮称）によるチェックなど、関係当事者の参画による運営の透明性の確保を前提。

. 子ども・子育て会議（仮称）

子ども・子育て会議（仮称） = 関係当事者が主体的に子ども・子育て支援施策にかかわる、新たな行政運営の仕組み

有識者、地方公共団体、労使代表を含む負担者、子育て当事者、関係団体、N P O等の子育て支援当事者等が、子育て支援施策のプロセス等に参画・関与できる仕組みとして、国の審議会等として子ども・子育て会議（仮称）を設置

<会議の所掌事務>

(1) 策定に当たって会議に諮ることを義務づける事項

基本指針

給付の内容・費用負担のあり方に関する事項

(2) 必要に応じて会議で調査審議を行う事項

子ども・子育て支援法（仮称）の施行に関する重要事項

費用の使途実績、事業の効果等の点検・評価（P D C A機能）

これにより、透明性を担保し、効果的かつ効率的な制度運用を確保。

構成員については、費用負担者や実施者（自治体関係者）の割合に配慮が必要。

地方公共団体においても、子育て当事者、労使代表、子育て支援当事者等、**有識者による関係当事者が、地方公共団体の子育て支援施策の一定のプロセス（計画策定・実施・評価・見直し（P D C A））等に参画・関与できる仕組み（地方版子ども・子育て会議）を設けることが必要。**

地方公共団体の判断により、国に設置する会議と同様の事務を所掌する合議体が設置できる旨を法定。

地方公共団体に合議体を設置することは、特に小規模な市町村の事務負担、子育て当事者の数が限定期であること等を考慮し、義務付けは行わない。

ただし、こども園（仮称）の指定等の行政権限について、透明性を確保するため、当該権限を行使する際には、合議体を置く場合にはその合議体の意見を聞くこととし、合議体を置いていない場合には、類似の機能を有する既存の合議体の意見を聞くこととする。

. 費用負担

①新システムの費用負担のあり方について

修正

基本制度案要綱においては「社会全体（国・地方・事業主・個人）による費用負担」と記載されている。

②新システムの国・地方の費用負担

調整中

③事業主負担の考え方

調整中

基本制度案要綱においては、「社会全体（国・地方・事業主・個人）による費用負担」と記載されている。

新システムの施策については、給付等に応じて、税制抜本改革による財源確保を前提とし、公費を中心に負担。

このような考え方のもと、以下の点を前提として、一定の事業主拠出を求める検討。

受益と負担の対応関係が明確であること

意思決定プロセスの透明化が担保されていること

当事者（負担者）の運営への参画が確保されていること

可能な限り効率的な仕組みとすること

新システムにおける事業主の受益は以下のものが考えられる。

（現物給付）

- 保育や放課後児童クラブなど働いている親を支援する給付・事業がなければ、子どもを持つ労働者は働くこと（働き続けること）が困難になる。

これにより、事業主にとって、子どもをもって働いている人の離職を防止し、現在の労働力を確保することが可能となり、よりよい人材の維持・確保につながるという受益がある。

（現金給付）

- 現金給付については、現在、児童手当の被用者の給付の一定の部分について、事業主に一定の負担を求めている。

調整中

事業主拠出の水準は、現行制度における事業主の負担をベースに検討。具体的には、新システムの毎年度の所要額（ ）のうち、現行の負担割合に基づく事業主の負担を基礎として、事業主拠出を求めるこことしてはどうか。

新システムの所要額とは、見直し後の子どものための現金給付（所得制限世帯への措置を含まないなど平成24年度概算要求を基準とした推計であり、今後変更があり得る。）と、子ども・子育てビジョンに基づく量的拡充を踏まえたもの。

現物給付は、子ども・子育てビジョンに基づき、2017（H29）に向けて拡充されていくこととなることから、現行の費用負担構成における2015（H27）以降の事業主の負担額は、安定的に推移する見込み。（児童人口の減少を加味すると、全体としては減少傾向）

事業主拠出(民間事業主分)についての費用推計
(子ども・子育てビジョンベースで試算。(GDPの伸び、質の改善は反映していない。))



事業主拠出の充当先としては、子ども・子育て包括交付金（仮称）の仕組みにもよるが、受益と負担の関係が明確である、という拠出を求める上での基本的な考え方によれば、以下の4つのイメージが考えられる。

【イメージ1】 事業主拠出を現金給付 + 両立支援系の現物給付（こども園給付（仮称）、地域型保育給付（仮称）、放課後児童クラブ、延長保育事業、病児・病後児保育事業）に充当。特に両立支援に重点化

【イメージ2】 事業主拠出を現金給付 + 現物の個人給付（こども園給付（仮称）、地域型保育給付（仮称））に充当。特に事業主とつながりの強いこども園給付（仮称）等に重点化

【イメージ3】 事業主拠出を現金給付 + 両立支援系の事業（放課後児童クラブ、延長保育事業、病児・病児保育事業）のみに充当。現行どおり

【イメージ4】 事業主拠出を両立支援系の現物給付（こども園給付（仮称）、地域型保育給付（仮称）、放課後児童クラブ、延長保育事業、病児・病後時保育事業）に充当。現物給付に重点化

いずれのイメージをベースにした場合でも、子ども・子育てビジョンの量的拡充を踏まえた所要額は、安定的に推移。

新システムでは、現行の児童育成事業は廃止。

事業主拠出を充当する対象範囲は、新システムの対象の給付・事業に含まれるものに限り、団体補助金等の子ども・子育てビジョン対象以外の経費は含まない。対象範囲は法定化。

また、事業主拠出金の充当方法について、以下の2つのイメージがある。

【イメージ1】上記イメージとした対象範囲について、事業主が一定割合を負担するという考え方によって、事業主拠出金（定率）によって充当。

【イメージ2】上記イメージとした対象範囲について、事業主拠出金を充当。

(事業主拠出金の拠出方法について)

- 事業主拠出は、従来の児童手当拠出金と同様に、厚生年金ルートでの拠出。

→ 民間(一般)事業主に対し、拠出を求める。 厚生年金制度の適用範囲を前提。

→ 公務員については、費用負担全体の中で整理。

事業主から拠出を求める場合、その方策として、新たな拠出ルートを設けるか、既存の拠出ルートのいずれか。

新たな拠出ルートを設けるためには、新しい徴収機構・システム・体制等の構築が必要となり、社会的コストがかかる。一方、既存の拠出ルートを活用することとした場合は、現在の社会保障の仕組みの下では、事業主すべてを対象範囲とした拠出の仕組みとすることは困難。また、子ども・子育て支援は、早急に取り組まなければならない課題。

上記を踏まえ、できる限り、効率的な仕組みとする観点からは、既存のルートの活用が現実的であり、従来の児童手当拠出金と同様の厚生年金ルートでの拠出を求める検討。

なお、社会保障・税に関する番号制度の活用等による新たな徴収ルートを設けることについては、個人事業主等、国民年金加入事業者からの拠出を求める等の事業主間の公平性を確保する観点から、将来の検討課題。

- 新システムは、事業計画の期間(5年)を一期間とした中期財政運営を基本。

- 事業主の拠出については、以下の2つのイメージが考えられる。

(イメージ1) 対象経費のうち一定割合について事業主拠出を充てること(以下「充当割合」という。)とした上で、それらを考慮した「拠出金率」を設定(対象範囲+充当割合を法定し、拠出金率は法令で規定)

概算・精算の仕組みや拠出金率の平準化の仕組みについては、事務負担等も考慮しつつ、別途検討。

見込みを上回って経費が伸びた場合、事業主の負担に安易に転嫁されるとの事業主の懸念につき、どう考えるか。

拠出金率の決定に当たっては、事業主が参画した場で協議。

(イメージ2) 事業主拠出については、これを充てる対象範囲と「拠出金率」を法定化(充当割合の設定は行わない)

概算・精算の仕組みや拠出金率の平準化の仕組みについては、別途検討。

収支差が生じた場合、給付・事業の調整又は拠出金率の調整が必要(法改正)。

拠出金率の決定に当たっては、事業主が参画した場で協議。

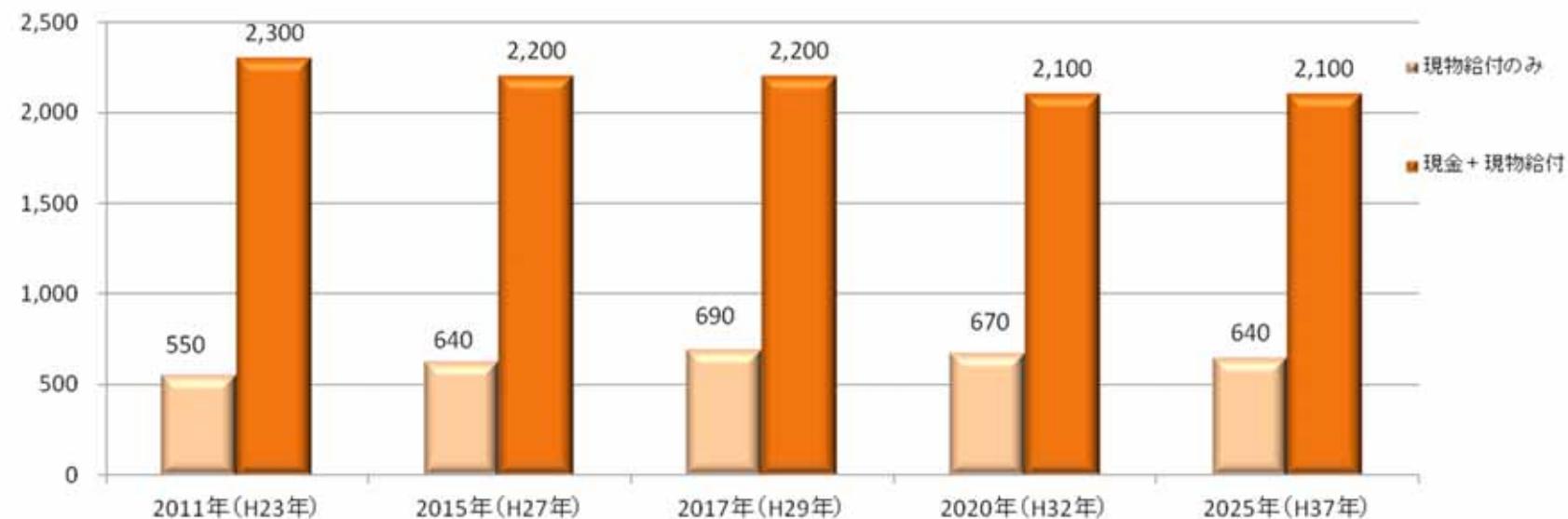
- 対象範囲が法定化されることにより、現在の児童育成事業に比べて透明性が向上。

- 事業主拠出金の使途については、労使を始めとした関係者が参画する子ども・子育て会議(仮称)で定期的にチェックし、透明性・効率性を確保。

(参考:事業主拠出についての費用推計)

- ◆ 子ども・子育てビジョンを元にした量的拡充ベースで試算。(GDPの伸び、質の改善は反映していない。)

事業主拠出(民間事業主分)についての費用推計
(子ども・子育てビジョンベース)



④新たな制度における利用者負担について(案)

新たな制度における利用者負担の基本的考え方

- 新システムにおける利用者負担については、すべての子どもに質の確保された学校教育・保育を保障するとの考え方を踏まえ、**利用者の負担能力を勘案した応能負担を基本として定める。**
※ただし、給付単価を限度とする。
- 利用者負担の水準については、財源の在り方と併せて、**制度施行までに検討する。**

新たな制度における利用者負担の具体的なイメージ

(1)保育の必要性の認定を受けた子どもの場合

- 現行の保育制度の利用者負担の水準を基本に、所得階層区分ごと、認定時間(利用時間)の長短の区分ごとに定額(月額)の負担を設定する。
- ただし、3歳以上の子どもについては、保育に関しては、現行、一定階層以上の利用者には保育単価限度以上の利用者負担を求めておらず、また、保育の必要性の認定を受けない子どもに係る利用者負担のあり方との整合性を考慮し、できるだけ簡素な仕組みとする観点から、一定階層以上については、一律の負担とする。
- 新システムは市町村が事務を実施するものであり、市町村実務の簡素化の観点から、所得階層の区分は、市町村民税額を基に行う。

※現在、幼稚園は市町村民税額、保育所は所得税額に基づき、所得階層の区分が設定されている。

- 同一世帯の複数の子どもが保育サービス等を利用する場合、現行制度と同様の多子軽減措置を導入する。
- 多様な保育サービスに係る利用者負担についても、毎日利用が基本である家庭的保育や小規模保育等については、同様の整理を基本とする。

※ 延長保育や病児・病後児保育などの利用者負担は、現行の各事業との整合性等を踏まえ、別途整理する。

新たな制度における利用者負担の具体的なイメージ(続き)

(2)保育の必要性の認定を受けない子ども(標準時間利用(学校教育のみ))の場合

- 現行の幼稚園制度の利用者負担の水準を基本とする。
- その上で、長時間利用児の利用者負担の考え方との関係については引き続き整理。

(3)利用者負担の設定方法

- 利用者負担については、(1)・(2)に掲げる全国基準額を踏まえ、市町村が費用徴収基準額を定めることとする。なお、実費徴収や実費徴収以外の上乗せ徴収については一定の要件の下で施設が定める(「中間まとめ」より)。
 - ※ 現行の保育所においては、各市町村が利用者負担額を定めている。
 - ※ 現行の幼稚園は施設(公立の場合は市町村)が保育料等を設定し、市町村が保育料等軽減のための補助額を定めている。
- この際、各市町村が単独事業として利用者負担を軽減する措置については、現行と同様、各市町村の判断で行うことは妨げない。(財源の手当の方法は別途整理。)

3歳未満児の利用者負担の変更のイメージ

〔・長時間は現行ベース、短時間は長時間の一定割合に設定する。〕

階層区分	推定年収	現行の費用徴収基準
①生活保護世帯	—	0円
②市町村民税非課税世帯	—	9,000円
③市町村民税課税世帯	~330万円	19,500円
④所得税額 40,000円未満	~470万円	30,000円
⑤所得税額 103,000円未満	~640万円	44,500円
⑥所得税額 413,000円未満	~930万円	61,000円
⑦所得税額 734,000円未満	~1130万円	80,000円 (保育単価限度)
⑧所得税額 734,000円以上	1130万円~	104,000円 (保育単価限度)

②～③: 第1階層及び第4～第8階層を除き、前年度分の市町村民税の区分が右の区分に該当する世帯

④～⑧: 第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の区分が右の区分に該当する世帯



階層区分	定額利用者負担	
	長時間	短時間
①		
②		
③		
④		
⑤		
⑥		
⑦		
⑧		

現行の保育制度の利用者負担を基本とする
長時間利用の負担額の一定割合を基本とする

①～⑧: 現行の階層区分を基本として市町村民税額を基に階層区分を設定。

ただし、給付単価を限度とする。

3歳以上の保育の必要性の認定を受けた子どもの利用者負担の変更のイメージ

・長時間は現行ベース(但し、一定階層以上については一律負担)、短時間は長時間と標準時間(私立)の中間程度に設定する。

階層区分	推定年収	現行の費用徴収基準
①生活保護世帯	—	0円
②市町村民税非課税世帯	—	6,000円
③市町村民税課税世帯	~330万円	16,500円
④所得税額 40,000円未満	~470万円	27,000円 (保育単価限度)
⑤所得税額 103,000円未満	~640万円	41,500円 (保育単価限度)
⑥所得税額 413,000円未満	~930万円	58,000円 (保育単価限度)
⑦所得税額 734,000円未満	~1130万円	77,000円 (保育単価限度)
⑧所得税額 734,000円以上	1130万円~	101,000円 (保育単価限度)

- ②～③: 第1階層及び第4～第8階層を除き、前年度分の市町村民税の区分が右の区分に該当する世帯
 ④～⑧: 第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の区分が右の区分に該当する世帯



階層区分	定額利用者負担	
	長時間	短時間
①		
②		
③		
④		
⑤		
⑥		

- ①～⑥: 現行の階層区分を基本として市町村民税額を基に階層区分を設定。
 ただし、給付単価を限度とする。

3歳以上の標準時間(学校教育のみ)の利用者負担の変更のイメージ

- ・現行の利用者負担の水準を基本とする。
- ・その上で、長時間利用児の利用者負担の考え方との関係については引き続き整理。

階層区分	推定年収	現行の保育料	
		公立	私立
①生活保護世帯	—	4,900円	6,600円
②市町村民税 非課税世帯 (市町村民税所得割非課税世帯含む)	—	4,900円	9,100円
③市町村民税 所得割課税額 34,500円以下	~360万円	6,500円	16,100円
④市町村民税 所得割課税額 183,000円以下	~680万円	6,500円	21,300円
⑤市町村民税 所得割課税額 183,001円以上	680万円~	6,500円	25,200円

②～⑤:第1階層を除き、前年度分の市町村民税の区分が右の区分に該当する世帯

現行の保育料:実際の保育料等の平均値から幼稚園就園奨励費補助の単価を差し引いたもの。



階層区分	定額利用者負担	
	公立	私立
①		
②		
③		
④		
⑤		

①～⑤:現行の階層区分を基本として市町村民税額を基に階層区分を設定。
ただし、給付単価を限度とする。

⑤既存の財政措置との関係について(案)

修正

⑤の内容は第18回基本制度WT等において提示した資料を元に記述しているものであり、費用負担の検討の結果、変更が生じうる。

公立のこども園(仮称)について

【基本的な考え方】

- 現行、公立施設については、運営に当たって、経常経費が私学助成の対象となる私立幼稚園、運営費の対象となる私立保育所とは異なり、公立幼稚園、公立保育所ともに一般財源化され、地方交付税により財政措置がなされており、地方自治体の責任において施設の設置・管理運営を行っている。
- 「こども園給付(仮称)」の創設に伴う公立施設の取扱いについては、重要な役割を果たしていること、また、公立・私立といった設置主体の類型によらず、同一の理念の下で実施することが望ましいことを踏まえ、公立施設についても、新システムの対象として、「こども園給付(仮称)」に含めることとする。
- その際、地域住民による利用に際し、直接的に影響が及ぶ保育認定、公的契約など給付に伴う手続に関しては、設置主体によって手続き等が異なると、利用者・現場にとって混乱を生ずるおそれがあることから、公立・私立共通のものとすることを基本とする。
- 給付の財源構成については、前述の通り公私で異なる現行の財政措置との関係、地域主権の議論との関係、等を踏まえつつ、具体的な制度設計を検討することとする。
- その際、公立施設におけるこども園給付(仮称)の財源については、市町村10／10とし、国の「子ども・子育て包括交付金(仮称)」の対象外として、現行どおり、地方交付税により措置することがこれまでの地域主権の流れと整合的と考えられる。

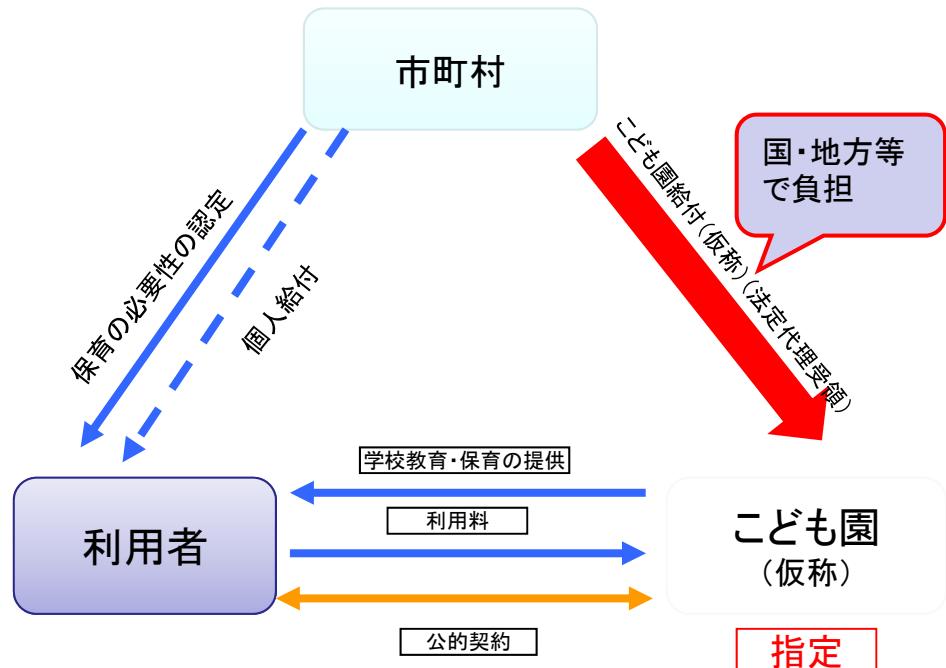
公立こども園(仮称)の財政措置(イメージ)

修正

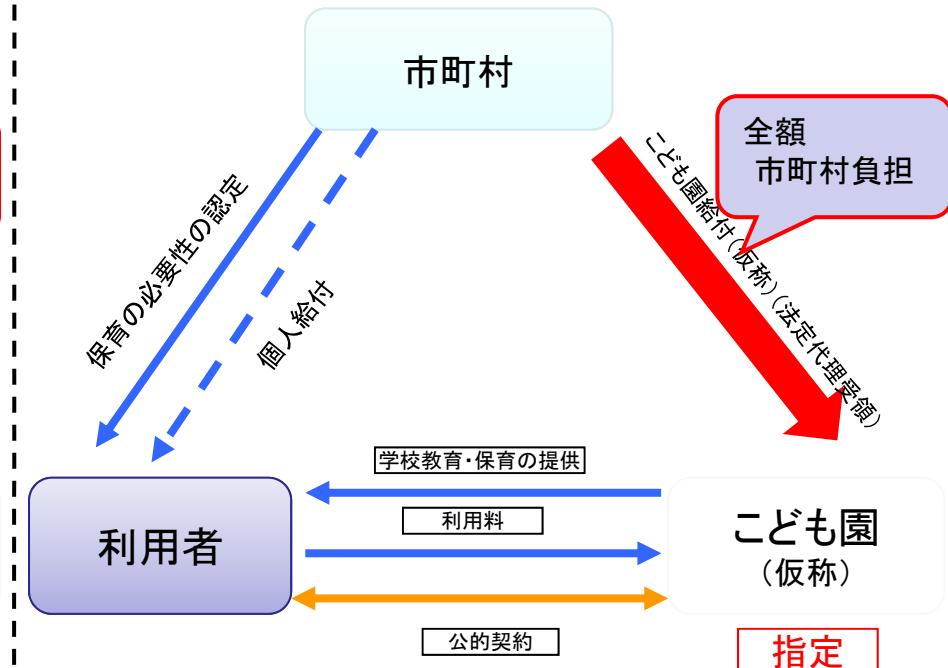
【イメージ】

公立こども園(仮称)も新システムの対象＝費用負担は市町村が10／10負担

<私立>



<公立>



公立施設は、市町村の責任で運営するとの考え方から、一般財源化されており、これを維持することはこれまでの地域主権の流れと整合的

(課題と対応)

- 一般財源化後は、地方交付税における積算としての位置付けになり、予算上財源保障の対象範囲が見えにくいとの意見あり。
- そのため、一般財源で賄われている公立施設についても、地域の実情に応じ、例えば地方版子ども・子育て会議(仮称)において費用の使途実績、事業の点検評価を分かりやすい形で行うことなどを通じ、子ども・子育てに使われたことが確認できることとする。

公立こども園(仮称)の指定について(案)

- 都道府県立及び市区町村立のこども園(仮称)どちらも、都道府県知事(※)の指定を受ける(介護保険法も同様の整理)。
 - ※ 大都市特例、指定・指導監督の主体を都道府県(特例を設ける場合には特例の対象とする範囲)とするのか、市町村とするのかについては、**28頁**を参照。
 - ※ 都道府県立幼稚園については、現在2園のみ存在し、国による財政措置はないが、県の意向も踏まえ、指定の対象とすることも検討するべきではないか。
- 指定基準の遵守、指定主体による指導監督等は、私立のこども園(仮称)と同様。
 - (参考)公立の**総合こども園**(仮称)の認可等
 - ・ 市町村立の**総合こども園**(仮称)は、都道府県知事(※)に届出を行うこととする予定。
※ 大都市には権限を委譲。
 - ・ 都道府県立の**総合こども園**(仮称)は、設置認可の手続は不要とする予定。
(都道府県立の**総合こども園**(仮称)の指導監督等に関する規定は設けない予定。)
- 公設民営の施設がこども園(仮称)の指定を受ける場合は、公立として指定を受けることとする(現行制度と同様)。
総合こども園(仮称)における公設民営方式の取扱いについては、別途検討が必要。

私学助成、幼稚園就園奨励費補助、国立大学運営費交付金の扱い(案)追加

(1)私学助成

- 現行の私学助成のうち、幼稚園運営の基本部分(一般補助)については、原則として、こども園給付(仮称)に統合する。
- 幼児教育における多様なニーズに対応する取組(特別補助)のうち、福祉的要素を併せ持ち、広く実施されているもの(預かり保育、子育て支援)については、その内容を見直しつつ、新システムの子ども・子育て支援事業(仮称)(一時預かり、地域子育て支援拠点)に位置づける。

現在の取組が継続できるよう、子ども・子育て支援事業(仮称)の実施要件等について教育の要素を追加するなど必要な見直しを行うとともに、広域利用の調整のあり方について検討する。その上で、万一広域利用の実態などから市町村事業として実施されない場合には、過渡的な措置として、広域的な見地から都道府県が私学助成の対象とする途を残すことを検討する。

- 一定の基準を満たす施設において行われる、特に質の高い特色ある取組として先駆的に行われるもの(例:特別支援教育、幼児教育と小学校教育の連携等のうち特に質の高い特色ある取組)については、幼児教育を振興するための奨励的な見地から私学助成で対応するが、「設置主体を問わず、同じ取組に対しては同じ支援を行う」との考え方に基づき、社会福祉法人立も含め総合こども園(仮称)を対象に追加する。

株式会社、NPO等の行う特別支援教育等については、子ども・子育て支援事業(仮称)による支援を検討。

- 指定を受けない幼稚園の場合は、新システムの枠外で、私学助成を継続する。

(2)幼稚園就園奨励費補助

- 現行の私立幼稚園に通う子どもに係る幼稚園就園奨励費補助については、原則として、こども園給付(仮称)に統合し、こども園給付(仮称)の中で、現行制度の負担水準を基本とした利用者負担設定を図ることとする。
- 現行の公立幼稚園に関しては、新たな制度において、公立こども園(仮称)に通う保育の必要性の認定を受けない子どもの利用者負担について、現行制度の負担水準を基本とした利用者負担設定を図ることとする。
- 指定を受けない私立幼稚園に通う子どもについては、幼稚園就園奨励費補助その他の保護者負担の軽減のための補助により対応する。

(3)国立大学運営費交付金

- 国立大学附属幼稚園については、市町村が新システム事業計画の下で地域の実情等に応じて計画的に整備する施設ではないことから、指定制及びこども園給付(仮称)の対象とせず、引き続き国立大学法人運営費交付金により財政措置することとする。

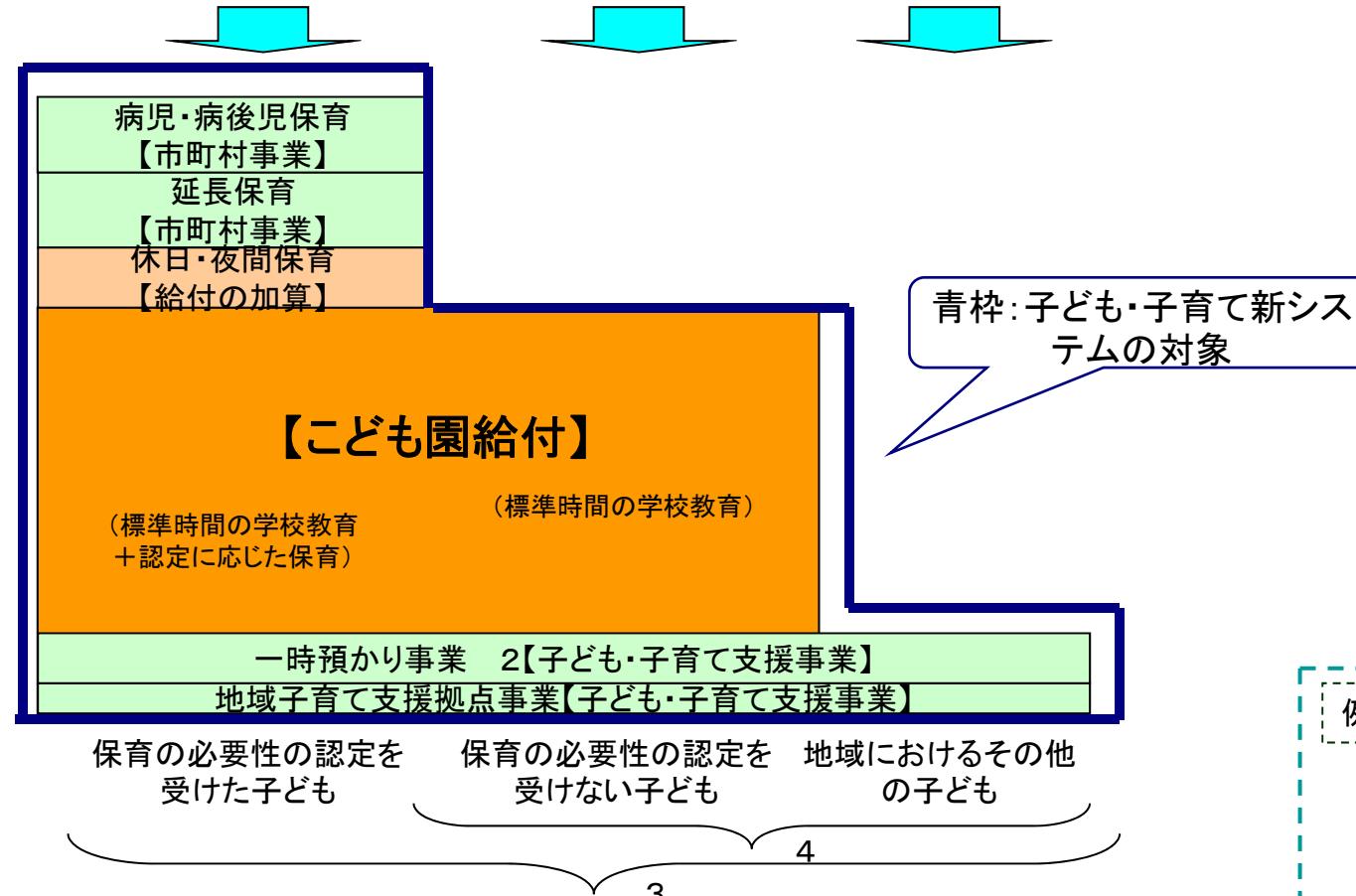
新システムと私学助成

追加

総合こども園、幼稚園

3歳以上の場合

幼児教育における多様なニーズに対応する特色ある取組【私学助成】 1



1 現行の特別補助の特別支援教育、教育の質の向上等について、今後の幼児教育振興に必要と考えられる内容に見直しつつ奨励的に支援

2 現在の支援内容の見直しを行い、保育の必要性の認定を受けない子どもに対する預かり保育についても、事業の一メニューとして実施。

3 総合こども園としての機能

4 幼稚園としての機能

例外的に指定を受けない幼稚園

幼児教育における多様なニーズに対応する特色ある取組

【私学助成】 1

標準時間の学校教育
【私学助成】

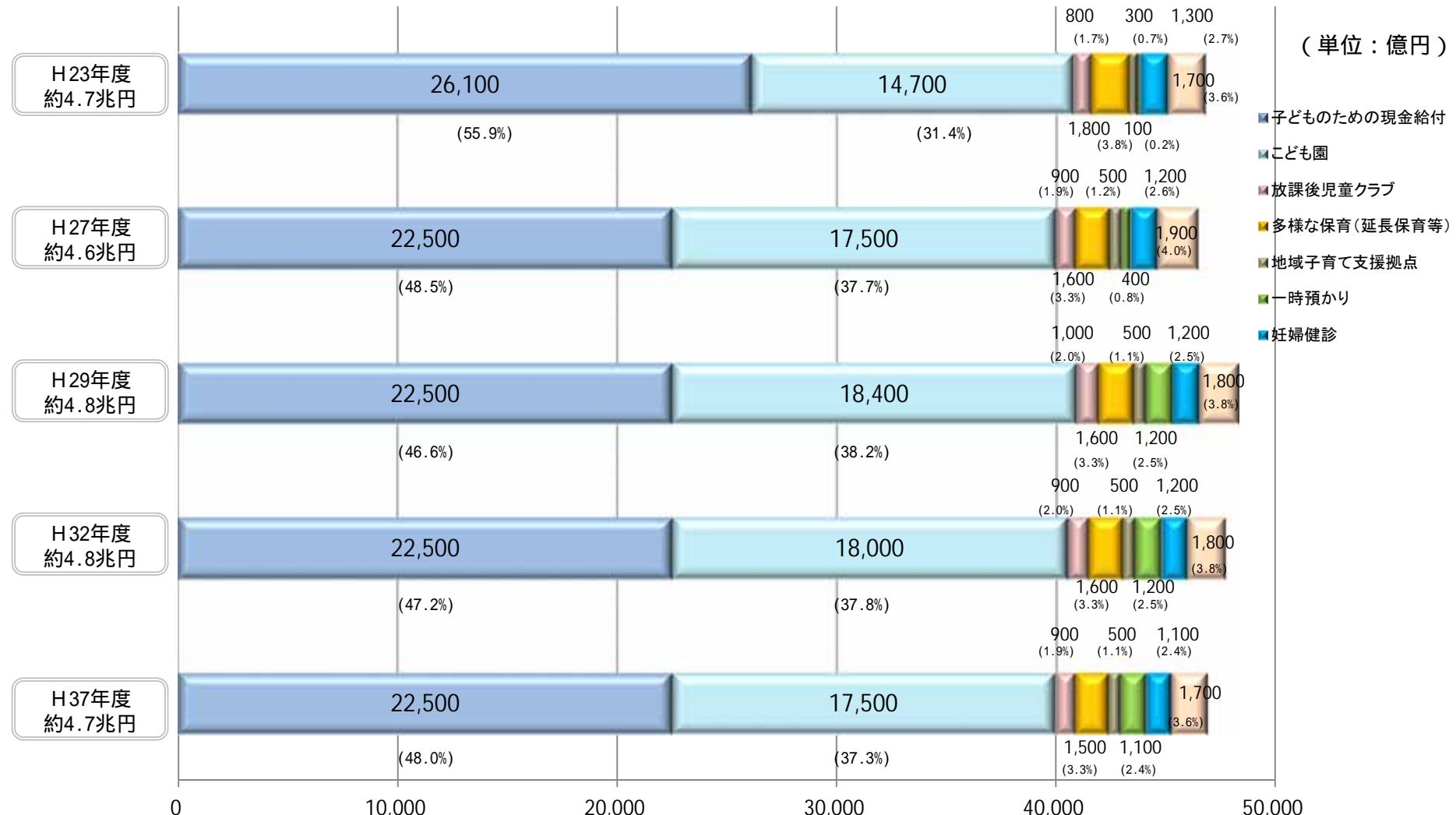
5

主に保育の必要性の認定を受けない子ども 地域におけるその他の子ども

5 その他保護者負担軽減の措置も実施

子ども・子育て支援施策に係る費用推計 <費用区分別>

子ども・子育てビジョンに基づき現物給付の量的拡大が継続するため、平成29年度まで給付総額は増加するが、平成30年度以降児童人口の減少を反映して給付総額は減少していく。



* 第16回基本制度WT（平成23年11月24日）の資料1（費用負担の在り方について）P12でお示しした資料について、「子どものための現金給付」の額をH24年度予算案ベースに置き換えたもの。（+300億）

* H27年度以降の推計については、便宜上H24年度予算案をベースとして計上。（H27年度以降については平年度化のみ加味）（今後、国会での議論を踏まえ、変更があり得る。）
* こども園の費用推計は、「子ども・子育てビジョン」に基づく保育利用ニーズをベースに算出しており、必要な保育ニーズはすべてこども園として計上している。

新システムの実施に向けた考え方

修正

- 潜在ニーズを含む保育等の量的拡充は、最優先で実施すべき喫緊の課題。
- これと併せて、職員配置の充実など必要な事項について、子ども・子育て新システムの制度の実施のため、財源を確保しながら、実施。

【主な内容】

- 保育、放課後児童クラブ、地域子育て支援、社会的養護等の量的拡充 子ども・子育てビジョンベース
- 0～2歳児保育の体制強化による待機児童の解消
 - ・ 現在の幼稚園の0～2歳児保育への参入の促進
 - ・ 小規模保育など新たなサービス類型を創設
 - ・ 長時間の保育ニーズへの対応・延長保育の充実 等
- 質の高い学校教育・保育の実現(幼保一体化の推進)
 - ・ 3歳児を中心とした配置基準の改善
 - ・ 病児・病後児保育(看護師等の施設への配置を含む。)、休日保育の充実
 - ・ 地域支援や療育支援の充実
 - ・ 給付の一体化に伴う所要の措置(施設の事務体制を含む。) 等
- 総合的な子育て支援の充実
 - ・ 子育て支援コーディネーターによる利用支援の充実 等
- 放課後児童クラブの充実
- 社会的養護の充実

(追加所要額)
1兆円超
(2015年)

- 1 上記のほか、更なる質の向上のため、職員の処遇の更なる改善、長時間の保育ニーズへの更なる対応等に取り組む。
- 2 「社会保障・税一体改革成案」(平成23年6月30日 政府・与党社会保障改革検討本部決定)においては、税制抜本改革によって財源を措置することを前提に、2015年における子ども・子育て分野の追加所要額(公費)は0.7兆円程度(税制抜本改革以外の財源も含めて1兆円超程度の措置を今後検討)とされた。
- 3 基本制度案要綱では「社会全体(国・地方・事業主・本人)による費用負担」と記載。新システムの施策については、給付等に応じて、税制抜本改革による財源確保を前提とし、公費を中心に負担することとし、具体的な負担の在り方については今後検討(なお、基本制度案要綱に記載された事業主拠出については、現行制度も参考に、事業主拠出の対象範囲の明確化や事業主の意見が使途等に反映等される仕組みの必要性も踏まえて、今後検討)。(84頁参照)
- 4 さらに、「平成24年度以降の子どものための手当等について」(平成23年12月20日 内閣官房長官・総務大臣・財務大臣・厚生労働大臣合意)においては、「子ども・子育て新システムについては、「社会保障・税一体改革成案」(平成23年6月30日政府・与党社会保障改革本部決定)において、税制抜本改革以外の財源を含めて1兆円超程度の措置を今後検討するとされており、財源確保のために最大限努力を行う。」とされた。
- 5 上記の追加所要額には、施設整備費は含まれない。(なお、幼稚園における調理室の新設や緊急的な基盤整備(耐震化を含む)等に係る施設整備費補助については引き続き実施する。)
- 6 指定制の導入による保育等への多様な事業主体の参入を促進。(質を確保するための基準とあわせて質の改善を図る。)
- 7 質の改善に直接つながる職員配置の充実、その他の職員の処遇改善、**食育の推進**等については、順次、優先順位をつけながら、実現を図る。
- 8 職員の定着・確保を図るため、キャリアアップの仕組みと併せた処遇の仕組みを検討することが必要。その際、職員のキャリアアップに資する観点から、幅広い業務経験を可能とするための運営のあり方についても検討を進める。

(注) ここで言う「学校教育」とは、学校教育法に位置付けられる小学校就学前の子どもを対象とする教育(幼児期の学校教育)を言い、「保育」とは児童福祉法に位置付けられる乳幼児を対象とした保育を言う。

・その他

国の所管及び組織体制について

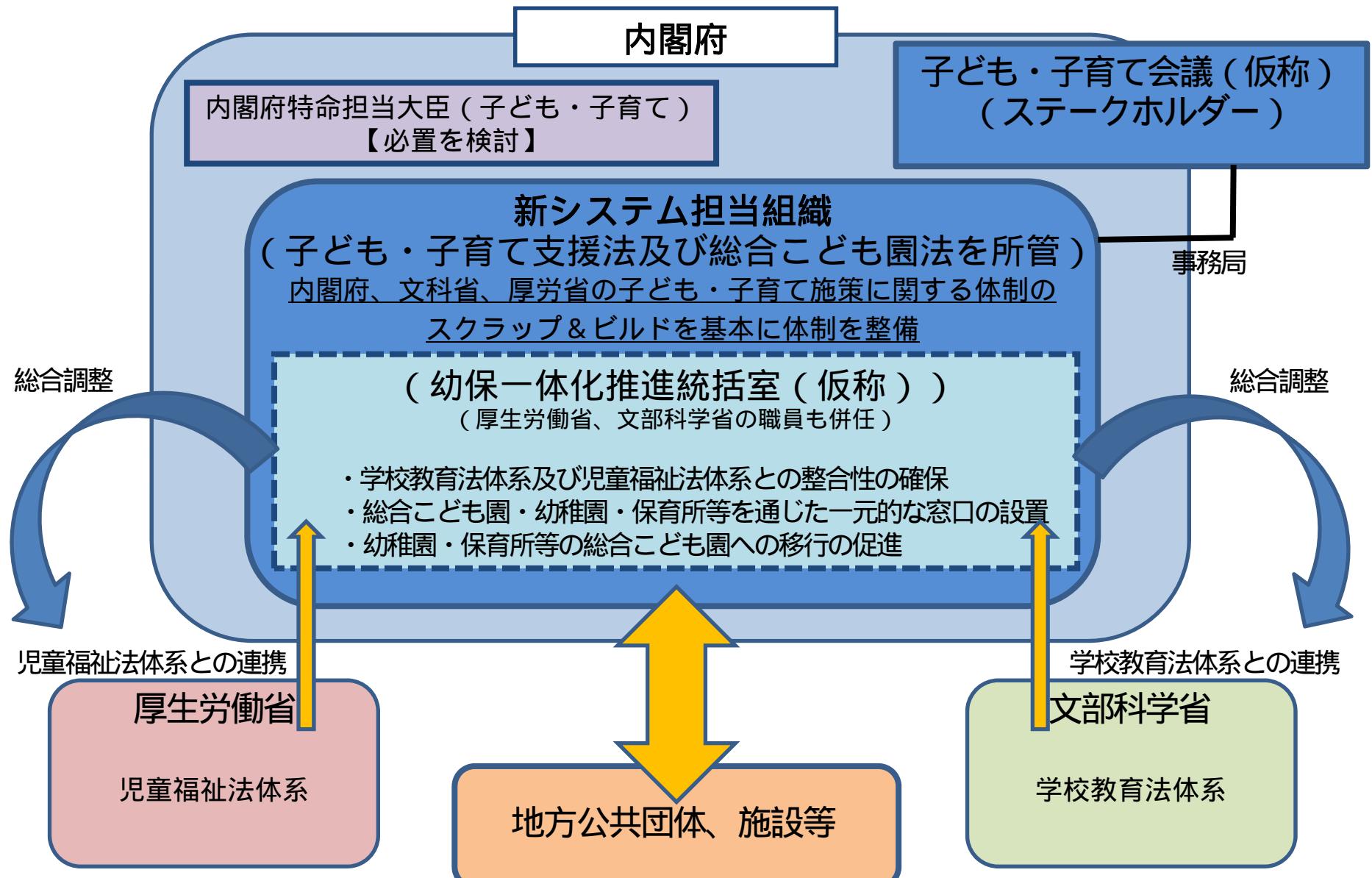
すべての子どもに良質な育成環境を保障する財源・給付に係る「子ども・子育て支援法（仮称）」における事務については、内閣総理大臣が主たる責任を有し、企画立案から執行までを一元的に内閣府において所管する。

総合こども園（仮称）は、総合こども園法（仮称）に基づく「一体化施設」であり、子ども・子育て支援法（仮称）を所管することとなる内閣府で所管することが適当。

同時に、総合こども園の認可を受けることにより、その効果として、学校教育法体系における学校及び児童福祉法体系における児童福祉施設としての性格を併せ持つこととなり、その限りにおいて文科省、厚労省の所管は残ることから、事務の内容に応じて、両省と調整を図ることとする。

省庁再編の際に実現を目指す子ども家庭省（仮称）の基盤となる組織体制として、当面、子ども・子育て施策の中核的役割を担うこととなる内閣府に、子ども・子育て支援法（仮称）及び総合こども園法（仮称）における権限を、内閣府特命担当大臣の下で、適切に実施するための体制を整備し、新システムの一元的な実施体制を担保することを目的として、法律上の総合調整権限を持たせることとする。

内閣府を中心とした子ども・子育て新システムに関する一元的体制（イメージ追加）
省庁再編の際には子ども家庭省（仮称）へ移行



ワーク・ライフ・バランス

基本制度案要綱では、子ども・子育て新システムの内容として「ワーク・ライフ・バランスの実現」を掲げている。

新システムにおけるワーク・ライフ・バランスの実現に向けた、国、地方自治体、事業主の取組については、**以下のとおりとする。**

国・地方の役割

次世代法に基づく「市町村行動計画」等又は新システム法に基づく「市町村新システム事業計画」（仮称）等で職業生活と家庭生活との両立に関することを規定するとともに、国が策定する指針等でその内容を明示する。

事業主の責務の位置づけ

新システム法にも、事業主の自らのワーク・ライフ・バランスへの取組や、国や地方公共団体の施策への協力を、事業主の責務として規定する。

事業主行動計画の位置づけ

基本制度ワーキングチームにおいて、子育て期の労働者のワーク・ライフ・バランスを確保する重要性についてのご意見があったことも踏まえ、今後、平成27年度以降の取扱いを政府において別途検討する。

（今回は改正しない）